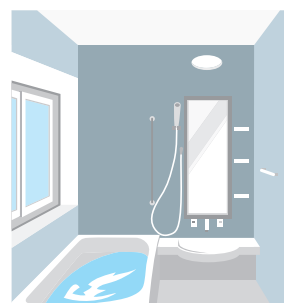


住宅リフォームに助成を行います

住宅の安心安全の確保や質の向上、また地域経済の活性化などを目的に住宅リフォーム緊急助成事業を実施します。

この事業は、県と市の助成からなり、神埼市内の事業者を利用された場合は、神埼市からも助成を受けることができます。



■対象住宅：持ち家（自ら居住し、所有する住宅）

■対象工事：県内事業者が施工する50万円以上の工事

※市からも助成を受ける場合は、市内事業者を利用することが条件となります。

■申請受付：10月20日（木）開始予定

※詳しくは、お問い合わせください。

◎問い合わせ先

神埼市役所 商工観光課 建設課 ☎37-0107
☎37-0103

住宅リフォームのトラブルに注意！

住宅リフォームの相談は、比較的多くなっています。悪質な業者は高齢者を狙っています。中には、屋根の塗装から外壁工事、床下工事などと、業者に勧められるまま次々と高額な契約をしてしまったケースもあります。

高齢の消費者の被害を防ぐためには、高齢者自身が悪質商法や契約に関する知識を身につけ注意することはもちろんですが、高齢者と日常的に接している周りの人が高齢者を見守ることがとても重要です。

アドバイス

- ・突然訪問してきた業者には、身分証明書の提示を求め、安易に家に入れない。
- ・業者の説明をうのみにしない。
- ・必要ない場合はあいまいな返事をせず、きっぱり断る。
- ・契約をする前に必ず見積もりをもらい、即決せず数社を比較する。
- ・契約した場合は契約書を、支払った場合は領収書を必ず受け取る。
- ・一人で決めずに家族に相談する。

なるほど！

- ①訪問販売の場合、契約した日を含め8日間はクーリングオフできます。
- ②クーリングオフ期間が過ぎて契約に問題がなくても中途解約することができません。この場合、それまでの工事代金は支払わなければなりません。
- ③訪問販売の場合、業者は名前、会社名、勧誘目的で訪問したことを告げなければなりません。
- ④消費者が契約しない意思を示している場合、業者は勧誘を続けたり再度勧誘はできません。
- ⑤「このままでは家がだめになる」など嘘を言われたり、脅迫された場合などで取り消しができることがあります。

※消費生活相談窓口は広域連携をしていますので近隣市町でも相談可能です。詳しくは相談のページをご覧ください。お問い合わせください。

◎問い合わせ先

神埼市役所 商工観光課
☎37-0107

「神埼市国土利用計画素案」意見募集(パブリックコメント)結果

市民の皆さまからのご意見を募集し、貴重なご意見をいただきましてありがとうございます。お寄せいただいたご意見を考慮し、計画を策定させていただきました。なお、お寄せいただいたご意見の内容と市の考え方は左記の公表先にてご覧いただけます。

案件名	神埼市国土利用計画素案
提出者	1名
意見数	1件

◆公表場所◆

市ホームページ
神埼市役所市長公室、各総合支所総務企画課での閲覧

※閲覧期間
10月31日（月）まで

◎問い合わせ先

神埼市役所 市長公室
☎37-0102